

武豊町提案型協働事業交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、区、NPO法人、ボランティア団体等の活動団体（以下「活動団体」という。）が自ら企画し実施する公益性のあるまちづくり事業に対し、予算の範囲内において交付する武豊町提案型協働事業交付金（以下「交付金」という。）に関し、武豊町補助金等交付規則（昭和49年規則第12号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付金交付の対象となる活動団体)

第2条 この交付金の交付の対象は、次の各号のすべてに該当する活動団体とする。

- (1) 活動を行う区域が本町内にあること
- (2) 定款又は規約等を持ち、予算、決算及び会計処理が適正に行われていること
- (3) 本町内で活動団体として継続的な活動を行う、又はこれから行う予定があること
- (4) 営利活動を目的としていないもの
- (5) 政治活動及び宗教活動を目的としていないもの

(交付金の種類)

第2条の2 交付金の種類は、次に掲げる2種類とする。

- (1) 初動支援交付金 まちづくり活動として、新たに取り組みを始める又は、既に活動している活動団体が既存の活動ではなく、活動を更に発展させるため、新たに取り組む公益的な事業に対する交付金
- (2) 活動支援交付金 活動団体の提案により、町と協働で実施する事業に対する交付金

(交付金の交付率・交付限度額・交付回数)

第3条 交付金の交付率・交付限度額・交付回数は、次のとおりとし、交付金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

交付金の種類	交付率	交付限度額	交付回数
初動支援交付金	交付対象経費の10分の10以内	5万円以内	1団体につき1回
活動支援交付金	交付対象経費の10分の10以内	20万円以内	同一事業を継続する場合は原則3回以内

2 同一団体が受給できる交付金は、同一年度につきいずれか1回とする。

(対象事業)

第4条 交付金の対象となる事業（以下「対象事業」という。）は、次の各号のすべてに該当するものとする。ただし、同一事業について武豊町から交付金等を受ける事業については、対象としない。

- (1) 第6次武豊町総合計画で掲げる、「9つのまちづくりの目標」に合致する事業
- (2) 活動団体が町内において主体的に実施する事業
- (3) 同一年度内に着手し完了できる事業

(交付対象経費)

第5条 対象経費は、交付決定を受けた日から、その日が属する年度内において支出される経費のうち、別表1に定めるものとする。ただし、国、他の地方公共団体、民間団体等から交付金等を受ける対象経費については交付対象としない。

(公募の方法)

第6条 交付金に係る提案事業の公募は、広報紙及びホームページへの掲載、公共施設

等への募集要領の設置その他町長が適当と認める方法により行うものとする。

(事業採択申請)

第7条 交付金の交付を受けようとする活動団体(以下「申請団体」という。)は、町長が定める期間内に武豊町提案型協働事業採択申請書(様式第1号。以下「採択申請書」という。)に必要書類を添付して町長に提出しなければならない。

2 同一の団体が提出できる申請は、1回の公募について1事業とする。

(審査等)

第8条 町長は、前条の採択申請書を受理したときは、速やかに審査し、提案事業の適否及び交付予定額を決定するとともに、その結果を武豊町提案型協働事業採択(不採択)通知書(様式第2号)により申請団体へ通知するものとする。

2 前項に規定する審査は、武豊町提案型協働事業交付金審査会(以下「審査会」という。)が別に定める武豊町提案型協働事業交付金審査会設置要領に従い、審査を行うものとする。

3 前項における審査において、申請団体は審査会へ出席し、提案事業等の説明に努めなければならない。

(交付申請)

第9条 前条第1項の規定により、交付事業として採択する旨の通知を受けた申請団体は、町長が定める期間内に武豊町提案型協働事業交付金申請書(様式第3号。以下「交付金申請書」という。)を町長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第10条 町長は、前条の交付金申請書を受理したときは、速やかに内容を審査し、交付の可否を決定するとともに、その結果を武豊町提案型協働事業交付金交付(不交付)決定通知書(様式第4号)により申請団体に通知するものとする。

2 前項の規定により交付金の交付決定を受けた活動団体(以下「交付決定団体」という。)が対象事業の普及・啓発を図る目的で作成したチラシやポスター、会報誌等については、別表2に示す「たけとよ協働パートナーシップ事業」の名称及びロゴを使用しなければならない。

3 町長は、必要と認めるときは、交付金の交付の決定について、条件を付することができる。

(対象事業の変更・中止)

第11条 交付決定団体は、対象事業の計画又は予算について変更が生じる場合は、速やかに、武豊町提案型協働事業計画変更申請書(様式第5号。以下「変更申請書」という。)を町長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更と認める場合は、提出を省略することができる。

2 町長は、前項の申請による補助金交付決定額の増額はしないものとする。

3 町長は、前項の変更申請の提出があった場合は、速やかに内容を審査し、武豊町提案型協働事業交付金変更交付決定通知書(様式第6号)により交付決定団体に通知するものとする。

4 交付決定団体は、対象事業を中止する場合には、速やかに、武豊町提案型協働事業交付金取下げ届出書(様式第7号)を町長に提出しなければならない。

(実績報告書の提出)

第12条 交付決定団体は、対象事業が完了したときは、事業の完了から起算して30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、武豊町提案型協働事業実績報告書(様式第8号。以下「実績報告書」という。)に必要書類を添付して町長に提出しなければならない。

2 交付決定団体は、対象事業が予定の期間内に完了しないとき、又は対象事業の遂行が困難となったときは、遅滞なく町長に報告し、その指示を受けなければならない。

(事業評価)

第13条 武豊町提案型協働事業交付金評価委員会（以下、「評価委員会」という。）にて、実施事業の評価を行う。

2 評価の方法及び評価委員会の組織、運営等については、別に定める。

(交付金の額の確定)

第14条 町長は、前条の実績報告書に基づき交付金の額を確定し、武豊町提案型協働事業交付金交付額確定通知書（様式第9号）により、交付決定団体に通知するものとする。

(交付金交付請求)

第15条 前条の規定により交付金の交付確定通知書を受けた交付決定団体は、速やかに、武豊町提案型協働事業交付金請求書（様式第10号）を町長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、交付決定団体が交付金を前金払により受けようとするときは、武豊町提案型協働事業交付金前金払請求書（様式第11号）を町長に提出しなければならない。この場合において、前金払により交付を受けることができる交付金の額は、交付決定額の10分の7以内の額とする。

(交付金の返還)

第16条 町長は、交付決定団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、既に交付した交付金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正の手段等により、交付金の交付を受けたことが判明したとき

(2) 交付金を対象事業以外又は対象経費以外に使用したとき

(3) 交付を受けた事業を期限内に完了できなかったとき

(関係帳簿の整備)

第17条 交付決定団体は、対象事業の収支に関する帳簿並びに証拠書類を整備し、5年間これを保管しておかななければならない。

(情報の開示)

第18条 町長は、この要綱の規定に基づき交付金を交付した活動団体の名称、対象事業の内容、交付金の額等を公表するものとする。

2 交付決定団体は、町が開催する会議等への招集依頼があった場合には、事業内容及び事業成果等について説明しなければならない。

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか、交付金の交付について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、令和2年12月25日から施行する。

附 則
この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表1（第5条関係）

費 目	説 明
人 件 費	事務局スタッフなどの賃金
報 償 費	講師、出演者等への報酬・謝礼など
旅 費	電車、バス代等の交通費、高速料金等の通行料、 駐車場料金など
需 用 費	チラシやポスター等の印刷製本費、消耗品の購入費など
役 務 費	郵送料、通信料、保険料など
委 託 費	専門的な技術等を要する業務を外部に委託する経費など
使 用 料	会場使用料など
備 品 費	対象事業に限り必要不可欠なもの
賃 借 料	物品・車両・機械などの賃借料 ※対象事業に限り必要不可欠なもの
そ の 他	上記以外の経費で町長が適当と認めるもの

注1) 飲食及び親睦に要する経費は、当該経費が対象事業の実施に不可欠である場合を除き、対象外とする。

注2) 備品費は、交付額（初動支援交付金にあっては上限5万円、活動支援交付金にあっては上限20万円）の2分の1を限度とする。ただし、活動支援交付金にあっては、パソコン、カメラ等、他の事業においても使用可能な汎用性の高い物品の購入費は対象外とする。

別表2（第10条関係）

名称及びロゴ



- CONCEPT -

つながり合うことで広がっていく、パズルのピースをイメージしています。左右どちらからみても人の顔になっており、「お互いの対話と調和によって、協働のまちをつくっていこう」という思いを込めています。

※ 使用サイズは自由

※ 交付要綱第20条第2項に定める目的以外には使用できません